

平成 29 年 3 月期決算における法定実効税率の算定

～平成 28 年度税制改正および消費税率引き上げ時期の変更に伴う実務対応～

プライムジャパン・コンサルティング
会計情報リサーチ
2017.02.10.

1. 税制改正等の内容

平成 28 年度税制改正(平成 28 年 3 月 29 日成立)では、法人税率の引下げをはじめとして、主に以下の措置が盛り込まれていました。

- ① 法人税率の引下げ(平成 28 年度および平成 30 年度の 2 段階に分けて実施)
- ② 地方法人税の拡大^{※1}
- ③ 地方法人特別税の廃止^{※2}

※1 法人住民税(地方税)を引下げる一方、地方交付税の原資となる地方法人税(国税)のウェイトを上げる措置。ただし、合計の税率は変わらないため、結果として法定実効税率の計算結果には影響しない。

※2 地方法人特別税を廃止し、法人事業税へ還元するもの。ただし、地方法人特別税の税源がそのまま法人事業税に移行するので、合計の税率は還元前と変わらず、法定実効税率には影響しない。

しかし、昨年 11 月、消費税率 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日まで 2 年 6 ヶ月延期する税制

改正が成立しました(「消費税率の引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」^{注 1)}。これに伴い、当初、平成 29 年度から適用とされていた上記②地方法人税の拡大および③地方法人特別税の廃止についても、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することに改められています。

外形標準課税適用法人の事業税に対して超過税率を採用する自治体のうち、東京都、大阪府、宮城県、兵庫県の 4 つの自治体では、地方法人特別税の廃止を前提として、すでに平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る法人事業税所得割の超過税率に係る条例改正を行っていました。先般の地方法人特別税の廃止延期を受けて、各自治体では再度の条例改正を実施済みまたは実施予定としており、東京都では本年 2 月の議会での条例改正を見込んでいます。現状では、全ての自治体において法人事業税所得割の超過割合について変更はない見通しであり、税効果会計に適用する法定実効税率に影響はない見込みです。

【平成 28 年度税制改正および消費税率引き上げ時期の変更に伴う税率改正】

税目	H28 年度 ^{※3} ～ H29 年度 ^{※4}	H30 年度 ^{※5}	H31 年 4 月 01 日～ H31 年 9 月 30 日まで の間に開始する事業年度	H31 年 10 月 01 日以後 に開始する事業年度
法人税	23.4%	23.2%	←	←
a.住民税法人税割 ^{※6}	12.9% (16.3%)	←	←	7% (10.4%)
b.地方法人税	4.4%	←	←	10.3%
合計(a+b)	17.3% (20.7%)	←	←	17.3% (20.7%)
事業税(所得割) ^{※7}	0.7% (3.6%)	←	←	3.6%
地方法人特別税	414.2%	←	←	—

2 年 6 ヶ月延長

【東京都法人事業税(現行)】

税目	H28 年度 ^{※3}		H29 年度 ^{※4}	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
事業税 (所得割) ^{※7}	0.7% (3.6%)	0.88% (3.78%)	3.6%	3.78%

【法人住民税法人税割(現行)】

税目	H28 年度 ^{※3}	H29 年度 ^{※4}
a.住民税法人税割	16.3%	10.4%
b.地方法人税	4.4%	10.3%
合計(a+b)	20.7%	20.7%

※3 H28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用

※4 H29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用

※5 H30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用

※6 都道府県民税と市町村民税を合計した税率を示している。なお、()内は制限税率。

※7 事業税(所得割)の()内の税率は、地方法人特別税を含んだ税率(0.7%+0.7%×414.2%=3.6%)である。

2. 法定実効税率の算定

税効果会計における法定実効税率算定の対象となる税金は、利益に関連する金額を課税標準とする税金です。また、税効果会計上の繰延税金資産または繰延税金負債の金額は、回収または支払が見込まれる期の税率に基づいて計算するものとされており、当該計算に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率によります(成立日基準：適用指針 5 項・6 項)。

法定実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税率}^{\text{※1}} + \text{事業税率}^{\text{※2}} \times \text{地方法人特別税率}}{1 + \text{事業税率}^{\text{※1}} + \text{事業税率}^{\text{※2}} \times \text{地方法人特別税率}}$$

※1 各地方団体が条例で定めた事業税率(標準税率または超過税率)
 ※2 事業税の標準税率

3. 東京都の外形標準課税適用法人の場合

以下、外形標準課税適用法人の法定実効税率(東京都の場合)の計算例を示します。現状、東京都では事業税所得割の超過割合の変更は行われないことが見込ま

れていますので、ここでは、その前提での計算例を示します。

(1) 平成 29 年 4 月 1 日以後、かつ平成 30 年 3 月 31 日以前に解消が見込まれる一時差異等に乗じる法定実効税率

法定実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税超過税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率}}{1 + \text{事業税超過税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率}}$$

$$= \frac{23.4\% \times (1 + 16.3\% + 4.4\%) + 0.88\% + 0.7\% \times 414.2\%}{1 + 0.88\% + 0.7\% \times 414.2\%}$$

$$= 30.86\%$$

(2) 平成 30 年 4 月 1 日以後、かつ平成 32 年 3 月 31 日以前に解消が見込まれる一時差異等に乗じる法定実効税率

法定実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税超過税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率}}{1 + \text{事業税超過税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率}}$$

$$= \frac{23.2\% \times (1 + 16.3\% + 4.4\%) + 0.88\% + 0.7\% \times 414.2\%}{1 + 0.88\% + 0.7\% \times 414.2\%}$$

$$= 30.62\%$$

(3) 平成 32 年 4 月 1 日以後に解消が見込まれる一時差異等に乗じる法定実効税率

東京都は昨年(2022 年)の 6 月、地方法人特別税が廃止された後に適用される法人事業税率について、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から 3.78%とする条例改正を行っていました。

また、平成 29 年度の法人住民税法人税割についても 10.4%としています。今回の延期措置を受けて、再度条例改正が予定されていますが、超過割合については変更しないこととされていますので、以下の計算例においても事業税超過税率 3.78%、法人住民税率 10.4%として計算しています。

法定実効税率

$$= \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税超過税率}}{1 + \text{事業税超過税率}}$$

$$= \frac{23.2\% \times (1 + 10.4\% + 10.3\%) + 3.78\%}{1 + 3.78\%}$$

$$= 30.62\%$$

以上

関連リンク：

- ・ 平成 28 年 3 月期決算における法定実効税率の算定
～平成 28 年度税制改正を踏まえた実務対応～
<http://www.primejapan.co.jp/news/newscontents.php?id=168>
- ・ 東京都、事業税超過税率（案）を公表
～平成 28 年度税制改正に伴う条例改正案～
<http://www.primejapan.co.jp/news/newscontents.php?id=173>

外部リンク：

- ・ 財務省 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置
の概要
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei_gaiyou.htm

参考資料：

- 注1. 「消費税率の引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei.htm

株式会社プライムジャパン・コンサルティング

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 2-4-5 扶桑日本橋ビル6階

03-3231-0414

<http://www.primejapan.co.jp/>

本資料は一般的あるいは概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性、完全性または目的適合性を保証するものではありません。本資料に含まれる情報に基づき何らかの行動を起こされたり、起こされなかったりしたことにより発生した結果について、プライムジャパン株式会社および役職員はいかなる責任、義務も負いません。

© 2017 Prime Japan Consulting Co., Ltd. All rights reserved.